

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社に雇用され、営業の業務等に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、会社から普通乗用自動車にて帰宅途中、赤信号で停車していたところ、後方から普通乗用自動車に追突されて負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同月○日、C医療機関を受診し、「頸椎捻挫、腰椎捻挫、右肋軟骨損傷」と診断され、通院加療を受けた。

その後、請求人は、同月○日、普通乗用自動車を運転中にふらつきが出現したため自身で救急搬送を要請し、D医療機関に搬送され、「右外傷性未破裂椎骨動脈解離、急性期塞栓性脳梗塞」と診断され入院加療を受けた後、○年○月○日に退院し通院していたところ、同年○月○日、症状が悪化したとして、再度、同医療機関に救急搬送され、「急性期閉塞性小脳梗塞、小脳梗塞」と診断された（以下、同医療機関における診断傷病を併せて「本件疾病」という。）。

- 3 本件は、請求人が本件疾病は通勤災害によるものであるとして療養給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

本件疾病が通勤災害によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件疾病のうち、右外傷性未破裂椎骨動脈解離について、まず検討する。

右外傷性未破裂椎骨動脈解離について、E医師は、○年○月○日付け意見書において、本件事故による頭頸部への外力により椎骨動脈が解離したものである旨述べているものの、F医師は、○年○月○日付け意見書において、MR Aで右椎骨動脈が左椎骨動脈との合流部まで認められず、画像診断報告書には低形成（形成不全）との記載があり、資料（MR A画像）からは右椎骨動脈の解離所見は読みとれない旨述べている。また、G医師は、○年○月○日付け鑑定書において、仮に、動脈解離を起こして閉塞しているのであれば、再開通や瘤形成などの経時的変化がみられるのが一般的であるが、本例においては○年○月までの間に計○回施行されたMR I検査において、右椎骨動脈には経時的変化はなく、一貫して右椎骨動脈が描出されていないことから、本例は、動脈解離による閉塞というよりも請求人の先天的な右椎骨動脈の低形成のため描出されていないと考えるべきである旨述べている。

当審査会としては、一件記録を精査したところ、上記G医師の鑑定書のとおり、請求人の先天的な右椎骨動脈の低形成のため、右椎骨動脈が描出されていないものとみることが相当であり、請求人に右外傷性未破裂椎骨動脈解離は認められないものと判断する。

(2) 次に、急性期塞栓性脳梗塞、急性期閉塞性小脳梗塞及び小脳梗塞について検討する。

この点、E医師は、上記意見書及び〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、上記疾病の発症は、いずれも椎骨動脈の解離により、その末梢側に動脈原性血栓症を起こしたことに起因すると意見している。一方、G医師は、上記鑑定書において、要旨、診療録や採血結果より、高血圧症、脂質異常症、糖尿病の合併が認められること、MRI画像上、陳旧性脳梗塞が多数認められること、造影CTAでは脳底動脈に動脈硬化性狭窄が認められること等から、これらが危険因子として作用した結果、脳梗塞を発症したと考えるべきであると意見しており、さらに、小脳梗塞についても、これらの危険因子が大きく関与していると考えられる旨意見している。

当審査会としては、一件記録を精査したところ、上記G医師の意見は妥当なものと判断する。

(3) 以上のことから、当審査会としては、本件疾病と本件事故には相当因果関係は認められないものと判断する。

(4) なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。